

ユニセフCRE実践記録+授業プラン

つくります!

# 「子どもの権利を 大切にする 学級目標」



## はじめに

日々、学校や園で子どもたちの教育に携わるみなさま。「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」についてご存知でしょうか。この条約は、1989年に第44回国連総会において全会一致で採択されました。全世界で196の国と地域が締約する、世界でもっとも広く受け入れられている人権条約です。日本も1994年にこの条約を締結しました。日本の子どもたちにとっても、とても大切な条約です。



子どもたちが一日の多くの時間を過ごし、学力だけでなく、身心の健やかな発達のためにも大きな役割を担う学校・園。ユニセフは、教育現場における子どもの権利の推進を願い、「Child Rights Education(CRE):子どもの権利を大切にする教育」を提唱しています。子どももおとなも共に、子どもの権利について学び理解を深めること。そして子どもたちの権利が守られた教育環境をつくること。自らの尊厳が守られた環境で、子どもたちが健やかに、そして可能性を十分に伸ばしながら成長できる学校・園づくりを目指します。

このCREの具体的な取り組みの一つとして紹介しているのが、「子どもの権利を大切にする学級目標づくり」です。まず「子どもの権利条約」を通して、子どもの権利とは何かを学びます。そして、この条約に謳われている内容や精神をこれから的一年間に過ごす学級の目標に取り入れ、子どもたち一人ひとりの大切な権利が守られる学級を、先生も子どもたちも共に考えながらつくっていきます。

この冊子では、令和4年度に西東京市立保谷小学校で行われた「子どもの権利を大切にする学級目標づくり」の実践の様子をご紹介しています。また、先生方の実践にご活用いただける「授業プラン」も掲載しています。子どもたちの健やかな成長とウェルビーイングのために、ぜひ「子どもの権利」の視点を取り入れた学級目標づくりに取り組んでみませんか？

\* \* \*

先生方からの実践のご報告も募集しています！

ご報告いただいた学校や園、クラスには、感謝のしるしとして参加賞（賞状）と児童生徒数のステッカーを差し上げます。詳しくは「実践報告募集のご案内」をご参照下さい。

実践報告募集の  
ご案内はこちら



ユニセフCRE 実践報告募集

検索

## 目次

はじめに	1
子どもの権利が守られた学級づくり 「私たちの権利を大切にする学級目標」をつくってみよう!	2
実践記録:私たちの権利を大切にする学級目標をつくろう!	
1時間目 「子どもの権利条約」を通して 子どもの権利を知ろう! .....	3
どんな権利があるのかな?	
2時間目 選んでみよう! ..... よい学級をつくるために、どの条文が大切? どんなクラスにしたい?	4
3時間目 書いてみよう! ..... みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくろう	5
子どもの権利について学んだ児童の感想	6
先生方&校長先生からのコメント	
授業プラン	7
付録「子どもの権利条約」第1～40条	9
日本ユニセフ協会抄訳	

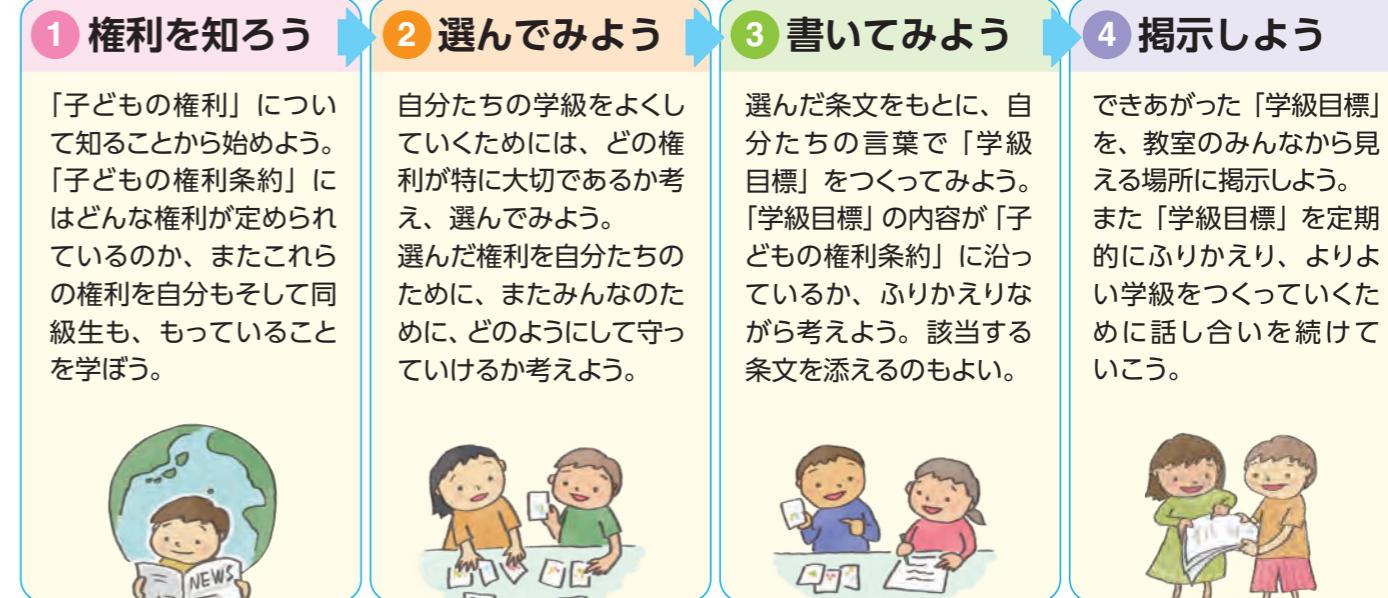
冊子内写真 ©日本ユニセフ協会



## 子どもの権利が守られた学級づくり 「私たちの権利を大切にする学級目標」を つくってみよう！

ユニセフの提唱する「子どもの権利を大切にする学級目標づくり」は、先生も子どもたちも共に「子どもの権利条約」を通して子どもの権利について学ぶところから始まります。つぎに、一人ひとりの権利が大切にされる、みんなにとって過ごしやすく学びやすい学級をつくるために、自分たちにできることは何か、また権利を尊重するということはどんなことか、先生と子どもたちが共に考え、「学級目標」としてまとめていきます。子どもたちが主体的に考え方行動する力を養うとともに、自分でなく他者の権利にも目を向ける機会になります。みんなの尊厳が守られる、だれもが安心して過ごし健やかに成長できる学級づくりを目指します。

### ▶学級目標づくりのプロセス



### POINT

## いつもの「学級目標」とはどう違うの？

日本では、多くの学校で、年度のはじまりに「学級目標」をつくり、それに基づいた行動を呼びかけます。学級目標は、どんな学級で過ごしていきたいか、という児童生徒のイメージや願いから、学級内の話し合いのもとで作られることが多いようです。たとえば、「暴力はいやなものだから暴力のないクラスがよい」など、児童生徒の生活体験から生み出されることが多いのではないでしょうか？また、時には学級内の和や絆を尊くことが目的とされ、それを乱すような行動を抑制しようとする意図が働くこともあるかもしれません。

ここで私たちが呼びかけている「学級目標」は、前提として学級の一人ひとりが、それぞれ大切にされるべき「子どもの権利」をもつ存在である、という認識から出発します。自分はどのような権利をもつ存在なのかを知り、同じ権利を学級の全員がもっていることを認識します。そのうえで、特に自分たちの学級の中で守られにくい権利、あるいは、大切にしたい権利はどんな権利かを話し合い、その権利が実現される学級像をまとめていく、というプロセスをとり

ます。できあがったものは、もしかすると以前からつくれてきた学級目標と似通ったものになるかもしれません。しかし、その背景には「児童生徒の個々の権利を尊重し、一人ひとりが大切にされる学級をつくる」という明確な拠り所（＝「子どもの権利条約」）のある目的が存在します。

こうしたプロセスを経てできあがった「学級目標」は、1年間を通じて実践することで大きな意味が生まれます。時には、互いの権利がぶつかり合うこともあるでしょう。そのときに、私たちの学級は何を大切にしようとしてきたのか、どうしたら互いの権利を尊重しながら、折り合いをつけることができるのか、対話を繰り返してその局面を乗り越えていく。そんな経験が人権を尊重できる人としての成長につながると考えています。

私たちユニセフの願いは、日本の学校になじみの深い学級目標づくりを、「子どもの権利」や人権に対する学びと理解、そして実践の機会としていただくことです。



## 実践記録

From 西東京市立  
保谷小学校



# 私たちの権利を大切にする 学級目標をつくろう！

西東京市立保谷小学校では、4・5・6年生から1クラスずつが参加して、「子どもの権利条約」が定める子どもの権利の内容を取り入れた学級目標づくりを行いました。学級活動の時間を3コマ活用した実践の記録です。

1  
時間目

## 「子どもの権利条約」を通して子どもの権利を知ろう！ どんな権利があるのかな？

めあて 子どもの権利について理解を深める。大切だと思う権利、守られている権利や守られていない権利の話し合いを通じて、「子どもの権利条約」が定める具体的な権利について知り、自分たちとのつながりを考える。

準備したもの  
・選択した条文カード  
掲示用1セット  
手元用カード（児童数分）

### 「子どもの権利条約」を知っていますか？

1時間目は、「子どもの権利条約」を通して子どもの権利について知るところから始まりました。



みんなには「子どもの権利」があるんだよ  
と聞いて、どんな気持ちがする？

先生 「みんなが元気に大きくなるためには何が必要ですか？」

うれしい！

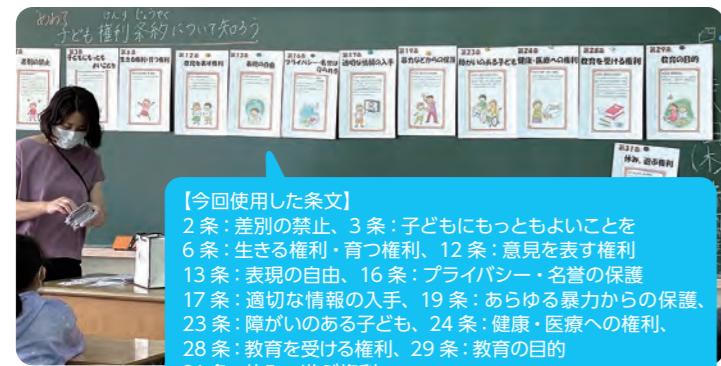
「食べ物」「お金」「病院」「愛」「友達かな」「先生も…」

先生 生きるために必要な衣食住のほかにも、学んだり、意見を聞いてもらえることなども、自分らしく生きていくためには大切なことです。子どもたちが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長していくために必要なものやことを「子どもの権利」といいます。みんながどんな権利をもっているのかは「子どもの権利条約」という国際的な約束に書いてあります。日本もこの条約に入っているので、ここに書かれている権利は、ここにいる一人ひとりが生まれながらにもっている権利です。どんな権利をもっているのか、学んでいきましょう！

### 一番大切なと思う権利を見つけてみよう

具体的な子どもの権利について書かれているのは「子どもの権利条約」の第1～40条ですが、今回は、先生方が相談して学校生活に特に関係のある13個の条文にしばり、活動を進めました。はじめに、特に大切だと思う権利について考えました。

#### 今日の授業で考える13個の条文を紹介



##### 【今回使用した条文】

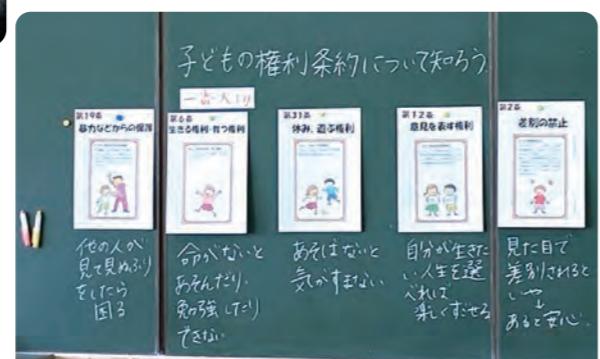
2条：差別の禁止、3条：子どもにもっともよいことを  
6条：生きる権利・育つ権利、12条：意見を表す権利  
13条：表現の自由、16条：プライバシー・名誉の保護  
17条：適切な情報の入手、19条：あらゆる暴力からの保護、  
23条：障がいのある子ども、24条：健康・医療への権利、  
28条：教育を受ける権利、29条：教育の目的  
31条：休み、遊ぶ権利

13個の条文が書かれたカードが配られ、自分の大切にしたい権利を選び、互いに話し合いました。



#### 大切だと思う権利

「命がなければ遊ぶことも勉強もできない」6条  
「遊ばないと気がすまない！」31条  
「差別で死んじゃう人もいる」2条  
「勉強すれば人生で選べる道がふえる」28条  
「言いたいことを言えないと抱え込んでしまう」13条  
「生きていくには全部必要！」



## 守られていると思う権利 守られていないと思う権利

次に、この13個の権利のうち、十分に守られているなと思う権利と、あまり守られていないなと思う権利について考えてみました。

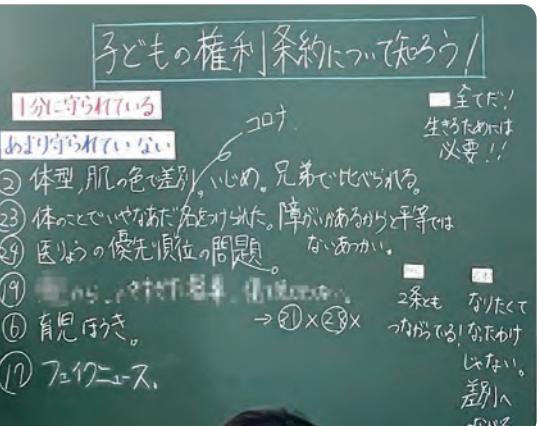
#### 〈守られていると思う権利〉

「生きていて、育ててもらって、幸せだから」6条  
「休んだり遊んだりしても、理由なしにダメと言われない」31条  
「人と違う意見を言っても差別されないから」2条  
「適切な情報が手に入るから。ほかの国は違うと聞いた」17条  
「いま、自分のその力（表現）が伸びていると思うから」13条  
「言いたいことを言えるから」12条



#### 〈守られていないと思う権利〉

「暴力をふるう人を見る」「親から虐待される子もいると聞いたことがある」19条  
「ウクライナの子どもたちは守られているのか心配」24条  
「自分の意見は友だちと違うのに、友だちの意見に合わせて自分の意見を言えない人もいる」12条  
「テレビで、お母さんの代わりに介護をしたり家事をしたりする子がいると聞いた」31条  
「いやなあだ名で呼ばれた」「体形や肌の色で差別されるのはよくないと思う」2条  
「障がいがあるなしで分けること自体がおかしい。みんな同じはず」23条



多くの意見が発表され、自分に関わることだけでなく、ニュースやおとな、友だちから見聞きしていることなどへも話題が広がりました。

※安心して発言できる環境があるクラスでは、自分の経験を告白するような場面が出てくることがあります。無理に話さなくてよいことやプライバシーについての説明、その後のフォローなどにご配慮ください。

2  
時間目

## 選んでみよう！ よい学級をつくるために、どの条文が大切？ どんなクラスにしたい？

めあて 自分たちの学級づくりのために特に大切な「子どもの権利条約」の条文を選び、選んだ権利を自分のために、そしてみんなのために、どのように守っていくかを考える。

準備したもの  
・選択した条文カード  
掲示用1セット  
手元用カード（児童数分）  
・模造紙、色ペン、のり

2時間目からは学級目標づくりに向けての具体的な話し合いが始まります。「子どもの権利条約」のカードを見ながら、これから的一年間、一人ひとりの権利が大切にされるクラスをつくりていくために、どの権利が特に大切か、どのようにみんなの権利を守っていくか、具体的に考えていきます。

クラスごとに、学級目標をつくるために大事だと思う条文を、子どもたちが中心に選びました。前回の授業もふりかえりながら、それらの条文をもとにどんなクラスにしていきたいかをグループで話し合い、条文のカードを見ながら用紙や模造紙にまとめていきました。



子どもたちからは、  
自由にいろいろな意見が  
出てきました。



「みんながそれぞれの意見をもっているから、みんなが  
意見を言えるとよいクラスになりそう」12条  
「あそびは健康にいいし、体がつらい時には休めるクラスがいいね」  
31条  
「きつく言いすぎないで、やさしく声をかけあえるといいよね」19条  
「勉強もだいじ。みんなが勉強しやすいクラスにしたい」28条



いろいろな意見がすぐ出てくるグループもあれば、言葉にする前にまずはじっくり考えるグループもあり、それぞれのペースで進みます。見つかった課題やクラスをよくするためのアイデアが、ひとつだけなくいくつかの条文に関係することに気づくなど、新しい学びがたくさんありました。先生も各グループを回り、時にはヒントを出しながら一緒に考えました。



選んだ条文を中心に、みんなの意見や思いが画用紙・模造紙の上でつながっていきます。



たくさんの気づきが模造紙いっぱいに広がっています。

3  
時間目

### 書いてみよう！みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくろう

**めあて** これまでの学習をもとに、自分たちの言葉で学級目標を考える。学級目標づくりのために選んだ「子どもの権利条約」の条文をふりかえり、条文の内容に沿っているかを考えいくことも大切。

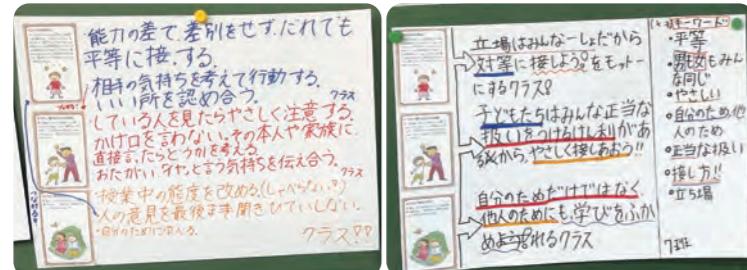
いよいよ学級目標づくりです。これまでの学びや話し合いの内容をふりかえりながら、選んだ「子どもの権利条約」の条文に沿って、目指すクラス像を学級目標としてまとめていきます。



これまでの話し合いをもとに、グループごとにどんなクラスにしたいか、選んだ条文とその理由を発表していました。画用紙・模造紙には、子どもたちの「こんなクラスにしたい」という願いがたくさんの言葉で書かれています。子どもたちの発表を聞きながら、先生や代表委員の子どもたちが言葉を紡ぎ、学級目標の言葉にまとめていきました。



〈子どもたちの発表と先生のまとめから〉



「思いやりの心で声を掛け合うクラス」  
「自分たちの意見を大切にして、みんなが中心に話し合いを進めよう」  
「安全に全力で楽しく遊べるクラス」  
「暴力で自分の意見を押し付けない。言葉には重みがあることを意識する」  
「いじめや仲間外れを、自分は関係ないと見過ごさない」  
「これからの中の世界や社会に貢献するために勉強できるクラス」  
「学習のルールを守り、何事にも全力で取り組もう」

### 子どもの権利について学んだ児童の感想

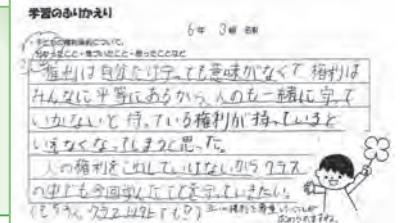
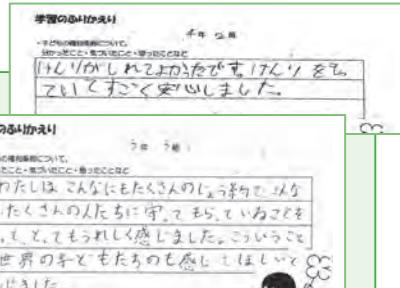
子どもたち自身にたくさんの気づきや学びがありました。

「子どもにけんりがあるなんておもいませんでした。どれも大切で、特にさべつのきんしは大事だと思います」（4年生）

「私たちはけんりなどは大人より少ないかと思っていた。けれど私たちは、世界に守ってもらっているとしり、あんしんしました」（5年生）

「子どもの権利条約があることで、子どもの自由があるんだなと思った。いまこのことを勉強できるのも、28条（教育を受ける権利）などが守られているのだなと思った。でも、世の中で守られていない時もあるんだなと知った。だから守って広めることに力を入れたい」（6年生）

（※1時間目の授業のふりかえりより）



各クラスの学級目標ができあがりました！これから的一年間、この学級目標をふりかえりながら、みんなの権利が大切にされる学級を目指して努力を重ねていきます。

\*先生方の担当学年および役職は令和4年度のものです。

### 先生からのコメント

4年生

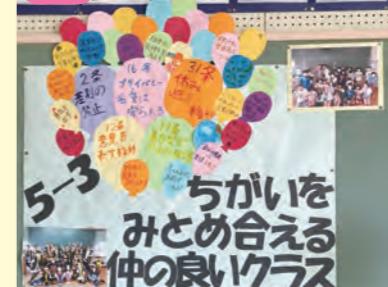


学級目標に「子どもの権利条約」というしつかりした根拠ができただけでなく、学級目標づくりの視点が広がったと感じます。たとえば、「教育を受ける権利」や「教育の目的」は、これまでの子どもたちの話し合いや学級目標づくりには出てきたことのない視点でした。

子どもたちの中に「自分の力を最大限に伸ばす」という意識が生まれたことは大きな意義のひとつです。「自分の力を最大限に伸ばすためにがんばる」という言葉が、子どもたちから自然に出てくるようになりました。子どもたちの学びに対する意欲の向上につながっていると感じます。

4年生担任 濱 先生

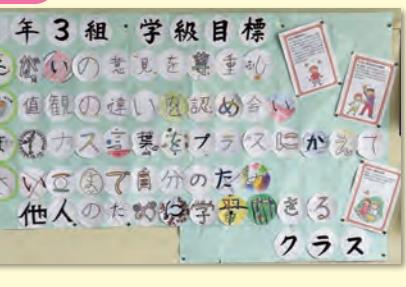
5年生



「子どもの権利条約」についての学びを通して、子どもたちは条文の文面を理解するだけでなく、日々の生活の中でもさまざまな気づきが大きく広がっていると感じます。また、今までよりも自信をもって発言し行動できることができました。子どもたちからも「自分だけでなく、友達のものもっている権利を大切にすることを意識しながら生活できるようになった」という声などが聞こえてきます。また、「権利を知ったから道徳の授業でもより深く考えられるようになった」など、ほかの教科とつなげたり、子どもたちがより広い視点で社会を見ることができるようにになりました。

5年生担任 高橋 先生

6年生



自分自身も子どもたちと一緒に「子どもの権利条約」について学べたことに、とても大きな意義があったと感じます。また、子どもたちにとって、自分たちにも権利があることを知る中で、たくさんの気づきがありました。今まで漠然としたイメージで作られていた学級目標に、世界的にも守られるべき「子どもの権利条約」という基盤ができたことにより、説得力が増し、目標を達成する意義もはっきりしました。子どもたちのいつも以上に主体的に活発にがんばる姿が見られましたし、「子どもの権利条約」の学びは、今後の自分自身の教育活動の軸となっていくと思っています。

6年生担任 板木 先生

### 校長先生からのコメント

校長 野崎 信行 先生

これまでの学級目標は、子どもたちの経験則から考えられたものでしたが、今回の取り組みでは「子どもの権利条約」を拠り所として、自分の経験と関係づけながら学級目標を考えられたことが、とても意義深いと感じます。学級目標が「子どもの権利条約」に裏付けされた、しっかりしたものになりました。

この取り組みは、子どもたちが自らの権利について考えたという意義も大きいと感じます。「子どもの権利条約」について学ぶ機会を通して、自分が権利で守られているということ、そして周りの子も同じ権利をもっていることなどを知ることは、問題解決力・人間関係形成力・実践力の向上につながります。児童の成長を考える上でも大切な視点だと感じます。



## 1時間目 「子どもの権利」について知る

ねらい 学級の生活で、守られていると思う権利や守られていないと思う権利について話し合うことを通して、子どもの権利について知る。



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/action/classcharter-hoya/session1/>

時間	主な学習活動と内容	支援や留意点など
10分	<p><b>子どもの権利について知る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「人権」や「権利」という言葉から思いつくことを考える。 (例) 平等・大切なこと・生命…</li> <li>「子どもの権利」として必要なことを考える。 (例) 食べ物・お金・病院・愛・友だち・先生…</li> <li>「子どもの権利条約」について知る。</li> </ul> <p><b>知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生きていくために必要な衣食住、学ぶことや遊ぶこと、意見や思いを聞いてもらえることなど、自分らしく生きるために大切なことがいろいろある。</li> <li>子どもたちが人間らしく、幸せに生きられ、健やかに成長していくために必要なものやことを「子どもの権利」という。</li> <li>それらは「子どもの権利条約」という国際的な約束で、守られるべきものとして決められている。</li> </ul> <p>一人ひとりがもっている権利であることを知る。</p> <p><b>知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本もこの条約に1994年に入った(守ることを約束した)。</li> <li>条約に書かれている権利は、一人ひとりが生まれながらにもっている大切なもので、誰も奪い取ることはできない。条件付きで与えられるものでもない。</li> </ul>	<p>◎用意するもの：「子どもの権利条約」条文カード(黒板掲示用・児童生徒の手元用)／画用紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの意見を聞いた後、「人権」について説明する。</li> <li>自分たちが元気に育つために必要なことが「子どもの権利」で、大切な人権であることを伝える。</li> <li>動画視聴 ▶「ジーン&amp;ケーン学んでみよう！子どもの権利」 <a href="https://vimeo.com/995222999">https://vimeo.com/995222999</a></li> </ul> <p><b>ヒント</b></p> <p>すべての条文について学ぶのが難しければ、学校生活と関係の深い条文をあらかじめ選んでおいてもよい。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>学級のことを越えて話し合ってもよいが、その場合、自分の経験を告白するような場面が出てくる可能性もある。無理に話さなくてもよいことを伝え、子どもたちのプライバシーに配慮する。</p>

時間	主な学習活動と内容	支援や留意点など
30分(35分)	<p><b>学級の生活で守られていると思う権利と守られていないと思う権利について話し合う。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの権利条約」の条文カードまたは一覧表を見ながら、条約にはどんなことが書いてあるか、それぞれ読んでみる。</li> <li>大切だと思う権利を話し合って見つけ、学級で共有する。 (例) 6条：生きる権利・育つ権利 31条：休み・遊ぶ権利 2条：差別の禁止 28条：教育を受ける権利…</li> <li>学級の生活の中で守られていると思う権利と、守られていないと思う権利、またその理由を考え、画用紙にまとめる。 (例) 言いたいことはきちんと言うことができる。 人と違う意見を言っても差別されない。 騒がしいと勉強ができない。 友だちに合わせて意見を言えないことがある。 暴力をふるう人がいる。</li> </ul>	<p>児童生徒に「子どもの権利条約」の条文カードまたは一覧表を配布。</p> <p>可能であればA4判に印刷した条文カードを掲示。</p> <p><b>ヒント</b></p> <p>すべての条文について学ぶのが難しければ、学校生活と関係の深い条文をあらかじめ選んでおいてもよい。</p> <p>話し合いのためのグループ(2～4人)を示す。</p> <p>話し合いが進んでいないグループにはサポートに入る。</p> <p>グループ毎に発表させる。(画用紙を掲示する。)</p> <p><b>留意点</b></p> <p>学級のことを越えて話し合ってもよいが、その場合、自分の経験を告白するような場面が出てくる可能性もある。無理に話さなくてもよいことを伝え、子どもたちのプライバシーに配慮する。</p>

時間	主な学習活動と内容	支援や留意点など
5分	<p><b>学習をふりかえる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次時の予告を聞く。</li> </ul>	<p>感想カードを配布する。</p> <p><b>ヒント</b></p> <p>自分が子どもの権利をもつ存在と気づいてどう感じるか、級友も同じ権利をもつと知ってどう感じたか、などのことを、あらためてしっかりふりかえっておくことも大切。</p>

## 2時間目 学級目標に取り上げたい大切な権利を選ぶ

ねらい 自分たちの目指す学級像を描きながら、学級目標に取り上げたいと思う「子どもの権利条約」の条文を選ぶ。



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/action/classcharter-hoya/session2/>

時間	主な学習活動と内容	支援や留意点など
10分	<p><b>前時の学習をふりかえり、本時のめあてを確認する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学級目標に使う視点から条文を読む。</li> <li>学級目標に使う理由を考える。</li> </ul>	<p>◎用意するもの：選んだ条文のカード／画用紙または模造紙／色ペン／のり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回の画用紙を掲示し、ふりかえる。</li> <li>A4判の条文カードを黒板に掲示し、前時に取り上げた条文を確認する。</li> <li>意見を板書する。</li> </ul>
30分(35分)	<p><b>学級目標に使う「子どもの権利条約」の条文を選ぶ。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループで日々の学級の生活をふりかえりながら、目指したいクラス像を描き、学級目標に取り上げたい条文を選ぶ。</li> <li>取り上げたい理由を考える。</li> <li>選んだ権利を守るにはどうしたらよいかを考える。</li> <li>グループごとに話し合いの内容をまとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文カードと画用紙(模造紙)や色ペンを、グループに配る。</li> <li>◎教材：子どもの権利条約カードブック</li> <li>具体的な場面と結びつけて考えさせる。</li> <li>話し合ったことを、画用紙(模造紙)にまとめさせる。</li> </ul> <p><b>留意点</b> 子どもたちが主体的に話し合うことが大切。それぞれのグループのペースや進め方を尊重しながら、必要に応じて話し合いをサポートする。</p>
5分	<p><b>学習をふりかえる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次時の予告を聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感想カードを配布する。</li> </ul>

## 3時間目 「子どもの権利」の学びを生かした学級目標を書く

ねらい これまでの学習と話し合いをもとに、「子どもの権利条約」の条文をふりかえりながら、学級目標の言葉を考えて書く。



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/action/classcharter-hoya/session3/>

時間	主な学習活動と内容	支援や留意点など
5分	<p><b>前時の学習をふりかえり、本時のめあてを確認する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学級目標づくりに選んだ条文を学級で確認する。</li> </ul>	<p>◎用意するもの：選んだ条文のカード／話し合いをまとめた画用紙または模造紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学級目標づくりに選んだ条文カードを黒板に掲示しておく。</li> </ul>
25分	<p><b>グループごとに発表する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループごとの話し合いから、条文を選んだ理由やその権利を守る方法を発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発表の内容から、要点を板書する。</li> <li>発表が終わったグループの画用紙(模造紙)を掲示しておく。</li> </ul>
15分(20分)	<p><b>学級目標を書く。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全員での話し合いを通して、黒板に書き出された言葉の中から、学級目標に入れる文言をまとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの主体的な話し合いを尊重しつつ、限られた時間でさまざまな意見を学級目標としてまとめるためのサポートをする。</li> </ul> <p><b>応用</b> 小学校高学年～中学校では、先生のサポートのもと、進行役の児童生徒が話し合いを進めてよい。</p> <p><b>留意点</b> 「子どもの権利条約」をふりかえりながら、選んだ条文に沿うかたちで学級目標を考える。</p>

## 4時間目 学級目標を模造紙に描き掲示する

ねらい 学級で工夫して学級目標を模造紙に描く。年間を通じて掲示し、折に触れて意識させる。



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/action/classcharter-hoya/output/>



<b>第1条</b> 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。	<b>第2条</b> 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国がちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持であるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。	<b>第3条</b> 【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにもっとよいことは何を第一に考えなければなりません。	<b>第4条</b> 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。	<b>第21条</b> 【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。	<b>第22条</b> 【難民の子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。	<b>第23条</b> 【障がいのある子ども】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。	<b>第24条</b> 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
<b>第5条</b> 【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。	<b>第6条</b> 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。	<b>第7条</b> 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。	<b>第8条</b> 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることないように守らなくてはなりません。	<b>第25条</b> 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。	<b>第26条</b> 【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。	<b>第27条</b> 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活の権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。	<b>第28条</b> 【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものではありません。
<b>第9条</b> 【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どももっともよいという理由から、引き離されることもあります。認められます。そのため、親と会ったり連絡したりすることができきます。	<b>第10条</b> 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするため、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。	<b>第11条</b> 【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国以外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。	<b>第12条</b> 【意見を表す権利】 子どもは、じぶんに関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。	<b>第29条</b> 【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。	<b>第30条</b> 【少數民族・先住民の子ども】 少數民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。	<b>第31条</b> 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。	<b>第32条</b> 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのため教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。
<b>第13条</b> 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。	<b>第14条</b> 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。	<b>第15条</b> 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。	<b>第16条</b> 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。	<b>第33条</b> 【麻薬・覚せい剤などのからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったりしたりすることにまきこまれないように守らなければなりません。	<b>第34条</b> 【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ボルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。	<b>第35条</b> 【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買わされたりすることのないように守らなければなりません。	<b>第36条</b> 【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どものしあわせをうばって利益を得るようなことをから子どもを守らなければなりません。
<b>第17条</b> 【適切な情報の入手】 子どもは、自分の命に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を多く提供されるようにします。子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。	<b>第18条</b> 【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。	<b>第19条</b> 【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。	<b>第20条</b> 【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいられることができなくなったり、子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。	<b>第37条</b> 【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年間にあつた扱いを受ける権利をもっています。	<b>第38条</b> 【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、子どもを戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることをはすべてしなければなりません。	<b>第39条</b> 【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 誰かの罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。	<b>第40条</b> 【子どもに関する司法】 子どもが犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

# 資料紹介

## ◆「子どもの権利を大切にする学級目標づくり」にご活用いただける資料

### 「子どもの権利条約」条文カード 学習資料「子どもの権利条約」



PDF



PDF

※紙資料も無償で 提供いたします。

### 動画教材

「ジーン&ケーン 学んでみよう!子どもの権利 みんなが大切にされる毎日を!」



ジーン&ケーン ©NED

<https://vimeo.com/995222999>

## ◆「子どもの権利条約」および 「子どもの権利を大切にする教育(CRE)」に関する参考資料



### 子どもの権利条約カードブック

「子どもの権利条約」の第1～40条をわかりやすく要約したイラスト付きのカードブックです。カードを使って取り組める、さまざまなアクティビティもご紹介しています。

(B5冊子/30ページ 1冊目無料/2冊目から60円)



PDF



### 先生向けユニセフCREハンドブック

「子どもの権利条約」およびCREを理解する上での大切なポイントをはじめ、学校・園でご活用いただける実践のヒントなどを、先生向けにご紹介しています。

(A4冊子/14ページ 無料)



PDF



### CRE 先生のための実践ガイド

子どもの権利が守られた学校・園づくりの活動のヒントや、SDGsを「子どもの権利」の視点から考える学習など、具体的な提案をコンパクトに掲載した実用的なガイドです。

(A4巻き折り/6ページ 無料)



PDF



### 「子どものけんりプロジェクト」

#### 実践報告募集のご案内

「子どもの権利を大切にする学級目標づくり」ほか、学校・園や学級での子どもたちの権利を尊重する取り組みの活動報告を募集しています。ご報告いただいた際には、参加賞(賞状)やステッカーをお贈りいたします。

(A4冊子/見開き2ページ 無料)



PDF

※紙資料(冊子)をご希望の場合は、メールまたはホームページからご請求ください。

[https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryo/si\\_bod.html](https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryo/si_bod.html)

ユニセフCRE 役立つ資料

検索



お問い合わせ先

公益財団法人 日本ユニセフ協会 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

TEL: 03-5789-2014 Eメール: [se-jcu@unicef.or.jp](mailto:se-jcu@unicef.or.jp) ホームページ: [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

発行: 2025年 6月